

令和3年度障がい者就労施設等からの「まごころ製品」の調達の推進を図るための方針

令和3年8月2日

本県では、障がいのある人がつくる製品や提供するサービスを「まごころ製品」と名付け、その販売の促進を図るなど、障がいのある人の収入向上を支援する取組を進めてきた。

この度、福岡県障がい者福祉計画（第5期）で目標とする令和5年度の平均収入月額2万円を達成し、障がいのある人の自立を促進するため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和3年度における障がい者就労施設等からの「まごころ製品」の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を以下のとおり定める。

1 調達方針の基本的考え方

(1) 適用範囲

調達方針の適用範囲は、知事部局、企業局、議会事務局、教育庁(県立学校等を含む)、人事委員会事務局、監査委員事務局、警察本部（警察署等を含む）、労働委員会事務局とする。

(2) 対象となる障がい者就労施設等

調達方針の対象となる障がい者就労施設等は、法第2条第2項、同条第3項及び同条第4項で規定する以下の施設等（以下「障がい者就労施設等」という。）とする。

- ア) 障がい者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する施設）
- イ) 地域活動支援センター（障害者総合支援法第5条第25項に規定する施設）
- ウ) 障がい福祉サービス事業を行う施設（障害者総合支援法第5条第1項に規定する施設。ただし、同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）
- エ) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）第203条に規定する基準該当就労継続支援B型事業所及び第94条に規定する基準該当生活介護事業所
- オ) 小規模作業所（障がいのある人の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設）
- カ) 特例子会社（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号、以下「施行令」という。）第1条第1号に定める事業所）
- キ) 重度障がい者多数雇用事業所（施行令第1条第2号に定める事業所）
- ク) 在宅就業障がい者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律

第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第74条の2第3項第1号に規定する者)

- ケ) 在宅就業支援団体(障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する団体)
- コ) 定款等に障がい者の就業機会の確保を目的とすることを明示し、複数の障がい者就労施設等(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等に関する法律(平成24年法律第50号)第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。)に対して、物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者(以下「共同受注窓口」という。)

(3) 調達物品等

県が障がい者就労施設等から調達可能な「まごころ製品」とする。

(本県では、障がいのある人がつくる製品や提供するサービスを「まごころ製品」と名付けている。)

(参考)「まごころ製品」の例示

物品：事務用具、封筒、弁当・おにぎり、菓子類、野菜、
絵画・彫刻、木工品、縫製品、各種記念品、花苗、
机・テーブル、椅子 など

サービス(役務)：印刷(ポスター、チラシ、リーフレット、名刺)、
クリーニング、リネンサプライ、清掃、除草作業、
データ入力・集計、仕分け・発送、袋詰・包装・
梱包、印刷物折り、筆耕、資源回収・分別 など

2 令和3年度調達目標

優先調達額を114,422千円以上(特定年度契約分を除く)とする。

3 調達推進のための具体的方策

- (1) 障がい者就労施設等が提供する「まごころ製品」の内容など、その調達の推進のために必要な情報を障がい者就労施設等から収集し、福岡県ホームページに掲載するなどにより県、県内市町村及び県内地方独立行政法人等に情報提供する。
- (2) 福岡県庁内に設置している、官公庁・企業・個人からの「まごころ製品」の様々なサービスの注文をワンストップで受け付けるまごころ製品デスクと障がいのある人がつくる弁当やパンなどの物品の販売やクリーニングのサービスを受け付けるまごころ製品ショップ(いずれも特定非営利活動法人セルフセンター福岡運営)の周知を行い、障がい者就労施設等の受注につなげる。
- (3) 官公需からの受注が多い、又は調達しやすい物品等については、随時情報提供を行う。
- (4) 物品等の調達の必要性が新たに生じた場合は、障がい者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。
- (5) 従来の調達方法に限ることなく、業務を分割し発注する等の方法を検討することにより、障がい者就労施設等からの調達の可能性を検討するように努める。

4 調達に当たり留意すべき事項

障がい者就労施設等からの「まごころ製品」の調達に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）その他の法令を遵守し、予算の適正な使用に留意しつつ、障がい者就労施設等からの「まごころ製品」の調達を推進すること。
- (2) 県内に所在地又は住所地を有する障がい者就労施設等を優先すること。
- (3) 調達に当たっての仕様等は必要十分かつ明確にするとともに、予定価格は取引の実例価格等を考慮して適正に設定すること。また、障がい者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにする等、競争への参加の機会の確保に留意すること。
- (4) 障がい者就労施設等への「まごころ製品」の発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、障がい者就労施設等に配慮した納期の設定に努めること。

5 「まごころ製品」の調達に当たっての随意契約の活用

障がい者就労施設等からの「まごころ製品」の調達に当たっては、以下の事項に留意し、随意契約を積極的に活用するものとする。

- (1) 簡易な印刷物や清掃、除草、記念品など、障がい者就労施設等からの調達が可能なものについては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約の積極的な活用を検討すること。
※予定価格の上限なし。
- (2) 予定価格が福岡県財務規則第162条の2に定める額を超えないことにより随意契約を行う場合は、見積書を徴する相手方に障がい者就労施設等を1者以上含めるよう努めること。特に、福岡県財務規則第238条第1項第6号により1件10万円以下の物品（印刷物及び備品を除く）を主務課発注にて購入する場合は、障がい者就労施設等からの調達に努めること。

6 調達実績の取りまとめ

年度の終了後、障がい者就労施設等からの「まごころ製品」の調達の実績を取りまとめる。

7 県民への広報

調達方針及び調達実績の概要は、福岡県ホームページに掲載するなど、広く県民に広報を行うものとする。